

川人 博著

『過労自殺』

評者：五十嵐 仁

5月19日、フランス国民議会で週35時間法が成立した。イタリアでも35時間労働法が国会に提出されている。ドイツでは、金属産業などで35時間労働が実現され、さらに32時間への短縮が目指されている。労働時間の短縮は、国際的な趨勢だといえる。

ひるがえって我が日本では、ようやく今年の4月から週40時間労働制が実施された。しかも、「完全実施」というふれこみに反して、中小企業では2年間の「指導期間」が設けられ、中小企業庁長官が実施延期を容認したような内部文書を配布して告発される始末である。98年春の通常国会には、裁量労働の拡大など労働時間規制を弾力化する労働基準法の「改正案」が提出され、継続審議となった。

時短についての、西欧とわが国との彼我の違いは、驚くほど大きい。このような労働時間のあり方の違いが、働く人々にとってどのような意味を持ち、どのような影響を及ぼしているのだろうか。このような疑問に明確に答えているのが、本書である。

*

本書の筆者、川人博弁護士は過労死弁護団全国連絡会議の事務局長で、これまでも、『過労死社会と日本』（花伝社）、『過労死と企業の責

任』（社会思想社）など「過労死」にかかわる著作を著し、警鐘を鳴らしてきた。そして、今度は「過労自殺」である。

「過労自殺」は、長時間・過密労働によって脳や心臓の疾患が引き起こされて死亡する「過労死」とはことになって、「仕事による過労・ストレスが原因となって自殺に至る」ものであり、自ら死を選ぶという点で「過労死」以上に悲惨だといえる。

それは過労死の一部ではあるが、「自らの意思による死」であるため、どこまでが精神的疾患など個人の内部的要因によるものか、どこまでが職場環境や労働のあり方などの外部的要因によるものか、判別しがたいという固有の困難がある。しかし、たとえ内因性の精神的疾患による部分があったとしても、そのような疾患が仕事上のストレスによって生じたものであれば労災として認め、補償するべきだというのが、本書の立場である。

本書は、「39歳・技術者の死」「46歳・設計技師の死」などの6例からなる事例を集めた第一章「事例から」、過労自殺の特徴、精神障害との関連、自殺の特徴の変遷や年齢による差異、遺書の特徴などを検討して、「過労自殺」は「会社本位的自殺」であることを論証した第二章「特徴・原因・背景」、労災認定の事例や「業務外」と判断された例、行政の対応や公務員の場合などを扱っている第三章「労災補償をめぐる」、適切な医学的援助・治療、競争の規制などの処方や対策を提起する第四章「過労自殺をなくすために」の四章から成っている。

以下、各章のポイントを紹介し、若干のコメントを付すことにしよう。

*

第一章に示された事例は、まさにすさまじいの一語につきる。このような働き方がどうして許されるのだろうか。信じがたい思いである。

たとえば、「過労自殺に関する初めての司法判断であり、遺族側の全面勝訴となった」電通社員の大島一郎さんの場合、「平成3年1月から3月までは、4日に一度の割合で、同年4月から同年6月までは約5日に1日の割合で、同年7月及び8月については、5日に2日の割合で、深夜午前2時以降まで残業していたのであり、いわば慢性的に深夜まで残業していた状態であったということができ、とりわけ同年7月及び8月については、休日を含めて4日に一回は午前6時30分に至るまで残業し、8月については、^{はら}原村へ出張するまでの22日間に、約3日に一回は午前6時30分に至るまで残業していた」(判決文)のである。本書25頁にある8月13～23日の行動記録を見ると、8月13日、15日、22日の場合、自宅にいたのはわずか1時間(!!)にすぎない。18日から19日の1日の休日を除けば、後の時間のほとんど全ては会社での仕事に費やされている。

そればかりではない。酒をたしなまないのに無理強いされ、酒席で上司から「靴の中にビールを注がれて飲むように求められ」たり、「靴の踵部分で叩かれた」(判決文)りするなど、いじめに近い「シゴキ」もあったという。このような激務の末に一郎さんは自ら命を絶った。しかし、このような「労働条件」にどれだけの人が耐えられるだろうか。一郎さんは、「死を選んだ」というよりも、「殺された」のである。

第二章で、著者は、このような「過労自殺者数は1年間に少なくとも1000人以上にのぼる」と推定し、その基本的特徴として、「脳・心臓疾患の過労死と同様に、幅広い範囲の労働者にひろがっていること」、「自殺に至る原因として、長時間労働・休日労働・深夜労働・劣悪な職場環境などの過重な労働による肉体的負荷、および重い責任・過重なノルマ・達成困難な目標設定などによる精神的負荷が挙げられ

る」こと、「自殺に至る過程において、自殺者の多くは、うつ病などの精神障害に陥っていたと推測される」こと、「ほとんどの企業は、職場で過労自殺が発生した場合に、その原因を労働条件や労務管理との関係でとらえようとせず、従業員の死を職場改善の教訓に生かさず、遺族に対しても冷淡である」こと、「過労自殺は、その実態がなかなか組織の外部に伝わらない」ことの五点を挙げている。特に、最後の点は重要であり、その結果「過労自殺をなくしていくための社会的な議論が十分におこなわれず、その予防のための社会政策がきちんととられていない」状況が生まれている。

このほか、過労自殺はうつ病と深い関係にある、うつ病は発病初期と直りかけが危険である、内因性うつ病といっても外的なさまざまなストレスが発病の誘因となる、男性の自殺率が女性の2倍を上回っている、90年代に入って中高年の自殺率が伸びている、バブル経済崩壊後の92年頃から、勤務に関連する自殺が増加傾向にある、過労自殺の遺書は家族や会社に対するおわびや自分を責める表現が目立つ、などの指摘は興味深い。

また、過労自殺の根底には、会社に対する強い従属意識があり、会社という共同体に精神面でも固く緊縛された状況がある、失業率の傾向と自殺率の傾向がほぼ一致しているなどの指摘も重要である。「企業社会」状況が深まれば深まるほど、また、高失業時代であればあるほど、自殺予防の重要性が高まるということになるからである。

第三章では、「遺族の生活救済のためにも、自殺予防のためにも大変重要な位置を占めている」過労自殺の労災補償問題が取り上げられている。年間1万人以上にのぼると推定されている過労死に対する労災認定は98年度一年間で78件だったが、自殺についての労災認定は83年度から97年12月までの15年弱でわずか6件にすぎない。この間に「過労自殺」とみられる件数

は1万6117件（年に1000件強）だという。1000分の1も認定されていないのである。

その理由は、遺族の労災申請件数がごくわずかだからであり、労働省の事実上の認定基準が高いハードルを設定しているからである。遺族の側の対応は別として、認定基準については行政側の見直しが必要になっており、事実、裁判が労基署の決定を取り消して労災と認定する例も生まれている。また、労働省労働基準局も98年2月に検討委員会を発足させるなど、労災認定の新たな基準作りに向けての行政側の対応も始まったという。

なお136頁以下で、自殺から約14年ぶりの97年12月に労災認定を受けた飛鳥建設従業員の永山聡さんの例が出ているが、この自殺については拙著『新版 概説・現代政治』（法律文化社）で紹介したことがある。本書を読んでこの自殺が労災と認定されたことを知り、大変喜ばしく思った次第である。大学病院の霊安室で「キサマ、サトシ、オキロ」と泣きながら聡さんの頬をたたいた父親も、それなりに報われた思いがしたに違いない。

第四章は、このような「過労自殺」を防ぐための施策について、「過労」の解消と「自殺」の予防という二側面からの提言がなされている。前者に関わっては、職場における労働時間のゆとりと心のゆとりが強調され、後者に関わっては、適切な医学的援助・治療や学校教育への期待が述べられている。このなかで特に重要だと思われるのは、男女共通の労働時間の絶対的規制（労使協定や労働協約でも超えることのできない限界）を法律で定めること、失敗が許容される職場の雰囲気を作り出すこと、「義理を欠くこと」、失業に対するセイフティ・ネットを充実させること、うつ病など心の病に対して十分な理解と正しい知識を持つこと、学校教育で企業の生の現実を伝えること、「まじめに、

几帳面に、勤勉に働くことの危険な一面」を理解させること、などの点である。「働き過ぎ」から自ら命を絶つに至るといふ日本の異常な現実を踏まえれば、「一生懸命」という言葉は、教育の場からも労働の場からもなくしたほうがよい。『いのちを懸けて』でなく、『いのちを大切に』働くことが、いま求められている」という著者の言葉は、重く響いてくる。

*

評者は、以前、過労死弁護団全国連絡会議の手になる『KAROSHI [過労死]』という著作を紹介し（『大原社会問題研究所雑誌』 396. 1991年11月号）、「名目ではなく実質的な労働時間の画期的な短縮なしに、過労死の根絶も職場と家庭での男女平等も実現し難い」こと、「労災認定基準の緩和や補償制度の充実とともに、法による労働時間の規制が重要であり、労働者間競争、労働密度の強化、ルーズな労働時間管理に対する労働組合による企業の中での規制が必要」であること、「（過労死を）生み出す日本社会の構造や価値観に至るまで、いま見直す必要性」があることを指摘した。しかし、事態は改善されなかったばかりか、「過労死」から「過労自殺」へと、「現代日本の病理」はますます悪化しているようである。

しかも、長期不況とリストラの嵐の中で、「みずからがリストラの対象にならないように」と、これまで以上に『会社人間』になり、「精神的ストレスの増大が、過労死、そして過労自殺を生み出している」のが現状である。本書の幅広い普及によって、過労から死に至る人も、自ら命を絶つ人も、少しでも減少することを願うこと、切なるものがある。

（川人博『過労自殺』岩波新書，1998年4月，210頁，640円＋税）

（いがらし・じん 法政大学大原社会問題研究所教

授）